

**「セキュア・ジャパン2008(案)」に対する
提出意見の概要及び御意見に対する考え方**

**情報セキュリティ政策会議
平成20年6月19日**

意見提出者一覧(五十音順)

(ISC)2 Japan
株式会社カスペルスキーラブスジャパン
情報セキュリティ教育事業者連絡会
(社)日本経済団体連合会
(財)日本情報処理開発協会
日本ユニシス株式会社
北陸無線データ通信協議会

その他個人1件

第3章 対策実施4領域における情報セキュリティ対策の強化			
該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	
第1節 ア 政府機関	工) e) 各府省庁の情報システムの一元的把握	～保有している情報システムに関する～ 「～保有している情報システムに関する～」 (日本ユニシス株式会社)	御指摘のとおり、修正いたします。
	ア) 政府機関統一基準の見直しの実施 カ) 外部委託先等の情報セキュリティ対策の水準の確保 イ) 地方公共団体 情報セキュリティ確保に係るガイドラインの見直し等 第3章 第2節 重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準」等の整備 第3章 第3節 ア 情報セキュリティガバナンスの確立	政府機関・地方公共団体、外部委託先、企業それぞれの情報セキュリティ対策、ガバナンスレベルの評価にあたっては、「情報セキュリティ関連資格保有者の確保」を含めた情報セキュリティ専門能力を持った人材の確保・配備状況に関する指標を評価基準の一つとして頂きたい。 (情報セキュリティ教育事業者連絡会) 政府機関・地方公共団体、外部委託先、企業それぞれの情報セキュリティ対策、ガバナンスレベルの評価にあたっては、「情報セキュリティ関連資格保有者の所屬」を含めた人材評価基準を指標の一つとして頂きたい。 (ISC)2 Japan	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。 なお、政府機関については、「人材育成・資格制度体系化専門委員会」報告書の中で、資格保有を画一的に促していくよりも、むしろ、実践的な研修等による教育プログラムの活用等が適当ではないかとの提言がなされております。
	(ア)など	最適化対象の府省共通業務～ 最適化対象の府省庁共通業務～ (日本ユニシス株式会社)	誤表記との御指摘ですが、「府省共通業務・システム」という固有名詞であるため、原案のとおりとさせていただきます。
	(ウ) イ) 政府機関から発信する電子メール及び政府機関のホームページからダウンロードされる電子文書に係る成りすまし及び改ざんの防止	電子署名を付す電子文書の種類を増やすことも必要である。 (財)日本情報処理開発協会) 電子署名法に基づく認定認証業務に係る電子署名も利用できることが必要である。 (財)日本情報処理開発協会)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	イ) d) 人材育成・確保実行計画の実施	第1章 第3節「2007年度の評価」、2. 施策の取組みによる社会的変化に関する評価・分析(a)政策領域(ア)政府機関・地方公共団体(ページ5)に記載された課題、及び第2章第1節2008年度の課題(ページ12)に記載された第二の課題のより具体的かつ改善・強化した解決策を明示していただきたい。その際、2007年度のIT人材育成・確保実行計画の人材確保に係る計画の進捗状況を踏まえた「行政機関におけるIT人材の育成・確保指針」の見直しも含めていただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	c) 情報セキュリティ対策を担当する教育の検討 d) 人材育成・確保実行計画の実施 第6章 第1節 キ) 情報セキュリティ人材の重点確保	教育の検討に併せて、ジョブローテーションの期間の柔軟な運用についてもぜひご検討いただきたいと思います。 (情報セキュリティ教育事業者連絡会) 教育の検討に併せて、ジョブローテーションの期間についての制度にもぜひご検討いただきたいと思います。 (ISC)2 Japan	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	第1節 イ 地方公共団体	全般	多くの事例を鑑み、地方公共団体において、一般事務用途には無線LAN原則禁止を強く求めなければならない。 (北陸無線データ通信協議会)
	職員の研修等の支援	特に情報セキュリティ担当者もしくは責任者の方に対しては、情報セキュリティに関わる「資格取得及び実務スキルを習得する実践的教育受講」の推奨をしていただくことをご検討頂きたい。 (情報セキュリティ教育事業者連絡会) 特に情報セキュリティ担当者もしくは責任者の方に対しては、「資格取得」の推奨をしていただくことをご検討いただきたい。 (ISC)2 Japan	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
第2節 重要インフラ	情報共有体制の強化	重要インフラのICT障害の未然防止、発生時の被害拡大防止、迅速な復旧及び再発防止においてCEPTOARが果たすべき役割は重大である。官民連携の情報共有体制の一層の強化を図るためにも、現在検討中の重要インフラ連絡協議会の創設を早急に実現すべきである。 (社)日本経済団体連合会)	官民の各主体が協力することの重要性に鑑み、2008年度中に「重要インフラ連絡協議会(CEPTOAR-Council)」(仮称)の創設を目指しております。
	(イ) イ) 重要インフラで利用される情報システムの信頼性向上のための支援体制の整備	独立行政法人情報処理推進機構 IPA (日本ユニシス株式会社)	御指摘のとおり、修正いたします。

該当箇所		ご意見の概要	ご意見に対する考え方
第3節 企業	全般	〔具体的施策〕として「電子認証」についても検討する必要がある。 (財)日本情報処理開発協会)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	ウ) 中小企業における情報セキュリティ対策の推進	中小企業における情報セキュリティ対策コストの負担の適正化については、ぜひとも進めていただきたいと考えますが、一方でセキュリティ対策製品の開発側についても優遇措置をご検討いただきたいと思います。 (株式会社カスペルスキーラボスジャパン)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	質の高い情報セキュリティ関連製品及びサービスの提供促進	無線LANセキュリティ問題においてISMS認証事業者が設置した脆弱な無線LANが未だに数多く放置されている現状ではもはやISMSの価値を問わなければならないのではないのかと考えている。 (北陸無線データ通信協議会)	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の質の向上は重要だと考えており、今後の政策運営に適切に反映することを検討させていただきます。
		具体的施策のア) 第三者評価の活用促進の部分で、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度についても触れることが必要である。 (財)日本情報処理開発協会)	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度については、すでに民間主導の下で制度が順調に運営されていると考えていますが、同制度の適切な運用と更なる普及が我が国の情報セキュリティレベルの一層の底上げに資するとの観点から、の枠部分において記述をしているものです。
	ア) b) 第三者評価の審査の効率化と質の高い情報セキュリティ関連製品等の普及促進	「IPAによるITセキュリティ評価及び認証制度」「同制度の認証製品の活用可否を確認する際の支援ツール」といった制度手段はありますが、製品の仕様や枠組みだけではなく、製品の性能についても評価認証の制度が必要と考えます。 (株式会社カスペルスキーラボスジャパン)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	イ) 税制優遇措置	税制優遇措置については、有意義であると考えます。「企業の高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進する」には、それに合った性能を持つ製品を企業が選択できるような指針を、国ないしは第三者機関に策定していただきたいと思います。 (株式会社カスペルスキーラボスジャパン)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	ウ) 企業に係る指標の充実等	「情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度」の導入状況を把握することはもちろんですが、本制度の内容と実効性についても議論していただきたいと考えます。 (株式会社カスペルスキーラボスジャパン)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	ウ) 客観的な高度IT人材評価メカニズムの構築 オ) 情報処理技術者試験制度の改革 第4章 第2節 イ) 客観的な高度IT人材評価メカニズムの構築 エ) 情報処理技術者試験制度の改革	民間団体の資格との補完関係の明確化をぜひ検討して頂きたい。 (情報セキュリティ教育事業者連絡会) (ISC)2 Japan)	情報処理技術者試験については、市場における人材ニーズの現状や民間の団体において運用されている資格制度の内容・動向等を踏まえ、官民の適切な役割分担という観点から適宜適切に見直しを図りながら設計・運用されることが必要と考えており、御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	ア) 情報通信人材研修事業支援制度 第4章 第2節 イ) 客観的な高度IT人材評価メカニズムの構築 オ) 情報通信人材研修事業支援制度	支援を受けられる団体や企業の定義の枠組みを広げる検討をしていただきたい。 (ISC)2 Japan)	助成の対象については、具体的なニーズ等を踏まえながら、必要に応じ検討して参りたいと考えております。
	第4節 個人	情報セキュリティ教育の強化・推進	無線LANに関する情報セキュリティが無視されている。 (北陸無線データ通信協議会)
ア) 初等中等教育からの情報セキュリティ教育の推進		初等中等教育からの情報セキュリティ教育の推進には、大いに賛成します。課外での教育プログラムはもちろんです。が、義務教育のカリキュラムに是非組み込んでいただきたいと考えます。 (株式会社カスペルスキーラボスジャパン)	情報セキュリティを含む情報モラルについては、現在でも中学校の「技術・家庭」で学習することとされています。また、本年3月に告示した小中学校の新学習指導要領においては、総則に「情報モラルを身に付ける」ことを明記し、指導の充実を図ることとしています。なお、指導計画の作成や研修に活用していただくために文部科学省が作成した「情報モラル指導モデルカリキュラム」においては、小学校段階では「不正使用や不正アクセスされないように利用できる」などを、中学校段階では「情報セキュリティの基礎的な知識を身に付ける」などを情報モラルの指導目標に盛り込んでいます。
広報啓発・情報発信の強化・推進		「CheckPC!キャンペーン」では無線LANのただ乗りは不正アクセスと捉えられおり、窃盗(他人の設備・電気を無断で使用)という概念を確立すべきである。 (北陸無線データ通信協議会)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考の一つとさせていただきます。
d) 電波利用秩序の維持のための周知啓発活動の強化		2008年度から、各総合通信局所において 2008年度から、各総合通信局において 「所」が冗字となっている。修正して頂きたい。 (北陸無線データ通信協議会)	情報通信を担当する総務省の地方支分部局は、総合通信局及び沖縄総合通信事務所がありますので、このような記述としています。
	総合通信局では無線機は携帯電話・無線機などを指し、無線LANも無線局であるという認識が薄いのではないのか。技術基準適合マーク が必要な器材について携帯電話・無線LAN・Bluetooth・デジタルコードレスFAX電話と市民の使用感に近い製品を広報活動で明示すべきです。 (北陸無線データ通信協議会)	御指摘の点は重要と認識しており、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。	
	空港、港湾から持ち込まれる外国人が所有する無線LANの国内における運用についても注意して頂きたい。 (北陸無線データ通信協議会)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。	

該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>個人が負担感無く情報関連製品・サービスを利用できる環境整備</p>	<p>表題の「個人が負担感無く情報関連製品・サービスを利用できる環境整備」は無線LANについては根本的な間違いである。少なくとも「負担感無く」は個人の理解すべき知識・習得する技能を無視する言葉であり誤解を招く。「負担感無く」は削除が適当であり「個人が情報関連製品・サービスを利用できる環境整備」とするべきである。 (北陸無線データ通信協議会)</p>	<p>御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>

第4章 横断的な情報セキュリティ基盤の形成			
該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	
人第 材2 節 育 成 情 報 セ キ ユ リ テ ィ	多面的・総合的能力を有する実務家・専門家の育成	文中の「多面的・総合的能力を有する人材の育成・確保～」を「国際的に通用する・多面的・総合的能力を有する人材の育成・確保～」に変更をお願いしたい。 (情報セキュリティ教育事業者連絡会)	御指摘の箇所については、第1次情報セキュリティ基本計画から抜粋しているところであるため、原案のとおりとさせていただきます。
		文中の「多面的・総合的能力を有する人材の育成・確保～」を「国際的・多面的・総合的能力を有する人材の育成・確保～」に変更をお願いしたい。 ((ISC)2 Japan)	御指摘の箇所については、第1次情報セキュリティ基本計画から抜粋しているところであるため、原案のとおりとさせていただきます。
第3 節 国 際 連 携 ・ 協 調 の 推 進	全般	制度の体系化をしていく中で、国として、各資格の保有者目標や保有者数の海外への発信をしていくこともぜひ検討していただきたい。 ((ISC)2 Japan)	御指摘の内容については、今後、国際会合等の必要な機会を捉え、適宜発信して参ります。
	国際的な安全・安心の基盤づくり・環境の整備への貢献	無線LANに関しては各国で制限があり、特に米国との相違は電波の出力・周波数の範囲が顕著に異なり整合性が取れない。 国際協調を掲げるのであれば、アメリカの連邦通信委員会(FCC)の無線LANの制度に合わせる必要性が生じる。 (北陸無線データ通信協議会)	我が国の主要な無線LAN周波数帯域である2.4GHz帯では、アマチュア無線、移動体識別装置、道路交通情報システムが共用しておりますので、現時点において、広く使われている無線LANの出力を増加するためには、今後の課題として、これらの他システムとの干渉を抑えるなど、利用者の理解も含めた対応が必要と考えます。
		国家間の正確なすり合わせが出来ない現状では空港での公衆無線LAN廃止を真剣に検討し有線LANのみの提供と一本化するべきではないのか。 (北陸無線データ通信協議会)	空港での公衆無線LANの利用においては、外国から持ち込まれた無線機器のみが通信対象ではなく、日本の規格に合致した機器も通信対象であることから、直ちに有線方式に一本化することは困難と考えます。
	G8、OECD、APEC、ASEAN、日中間などとの協体制強化はもちろんです。IMPACT(International Multilateral Partnership Against Cyber-Terrorism)への参画は検討されないのでしょうか。 (株式会社カスペルスキーラボスジャパン)	IMPACTの第1回会合は本年5月20-22日にマレーシアにおいて開催され、日本政府からは招待に基づき、内閣官房情報セキュリティセンターが出席したところです。 御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。	
権第 利4 節 益 の 犯 罪 保 護 ・ 取 締 済 り 及 び	全般	無線LANセキュリティの関する法的整備の推進をお願いしたい。 (北陸無線データ通信協議会)	無線LANアクセスポイントのただ乗りや、悪意のある者によるのぞき見等を防止するため、無線LANを利用する個人や企業向けに「総務省 国民のための情報セキュリティサイト」を通じて注意喚起を行っているところであり、今後とも引き続き、無線LANセキュリティの普及啓発に努めてまいりたいと考えております。
全 般	全般	「第4章 横断的な情報セキュリティ基盤の形成」について、記載内容に対する意見ではなく、セキュリティ戦略に対する戦略追加について意見します。 (1)災害時における情報セキュリティ確保の具体的な評価 ・災害時及び災害復旧時に想定される、情報システムセキュリティの脆弱化評価 ・災害時及び災害復旧時に想定される、サイバー攻撃及び物理的攻撃に対する検討 ・災害時及び災害復旧時であっても、確保すべきセキュリティに関する指針及びその確保方法 ・災害時及び災害復旧時における、職員のセキュリティ行動指針の検討 (個人)	御指摘の内容については、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。

第5章 政策の推進体制と持続的改善の構造			
該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	
第1節 政策の推進体制	(1) 内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)の強化	強化の指標として、ぜひNISCの職員(外部からの派遣も含む)には何かしらの情報セキュリティ関連資格を全員が保有する事及び実務スキルを習得する実践的の教育受講を明文化していただきたい。 (情報セキュリティ教育事業者連絡会)	NISCにおいては、情報セキュリティに関する技術的・専門的な知識・技能に優れた人材のみならず、そうした知識・技能に裏づけされた対策について、政府機関を始め社会全体として浸透させるための政策推進を果たせる人材を確保することが重要であり、全員が資格を保有することは必ずしも適当ではないと考えております。
		強化の指標として、ぜひNISCの職員(外部からの派遣も含む)には何かしらの資格保有を全員が保有する事を明文化していただきたい。 ((ISC)2 Japan)	NISCにおいては、情報セキュリティに関する技術的・専門的な知識・技能に優れた人材のみならず、そうした知識・技能に裏づけされた対策について、政府機関を始め社会全体として浸透させるための政策推進を果たせる人材を確保することが重要であり、全員が資格を保有することは必ずしも適当ではないと考えております。

第6章 2009年度の重点施策の方向性			
該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	
第1節 政府機関における持続的な情報セキュリティ対策の推進体制の構築に向けた基盤整備	全般	NISCの体制・機能を拡充するとともに、権限を強化し政府機関の情報セキュリティ管理の一元化を図るべきである。これを実現するためには、米国FISMAのような、府省庁横断的かつ強制力のある法的根拠をもって推進する必要がある。 ((社)日本経済団体連合会)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	ウ) 電子政府の情報セキュリティを企画・設計段階から組み込むための方策(SBD)の推進	SBD(Security by design)は、情報システムにセキュリティ機能を正しく組み込むためのルールである。各府省庁が、情報システムを開発する際、このルールに沿って、システムの企画段階からセキュリティを考慮した設計を行うことにより、各府省庁システムのセキュリティ強度が高まることが期待される。SBDは、政府機関の情報セキュリティ対策の見える化・効率化のためにも重要な施策であり、NISCのリーダーシップの下、SBDの検討を加速化するべきである。 ((社)日本経済団体連合会)	御指摘の内容については、今後の政策運営に適切に反映することを検討させていただきます。
	エ) 中小規模府省庁・自治体の情報セキュリティ対策の底上げ支援	現状では、各府省庁・各自治体の業務プロセスがバラバラであるため、このまま情報セキュリティ対策を推進すると、膨大なコストが掛かることが懸念される。効率的に情報セキュリティ対策の底上げを行うには、まず府省庁間・自治体間の共通業務の標準化や業務効率化を徹底的に実行したうえで、行政業務の電子化と情報セキュリティ対策を並行して行うべきである。 ((社)日本経済団体連合会)	御指摘の内容については、今後の政策運営に適切に反映することを検討させていただきます。
	カ) 「政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズムSHA-1及びRSA1024に係る移行指針」に基づく取組み	政府機関におけるより安全な暗号アルゴリズムへの移行に関しては、各企業が極力低コストで対応できるよう配慮すべきである。 また、国によっては暗号化製品の持ち込みや現地での使用について申請・許可が必要であるという規制があり、日本企業がビジネスを展開する上で弊害となっているため、国として継続的に規制緩和の働き掛けを行う必要がある。 ((社)日本経済団体連合会)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	キ) 情報セキュリティ人材の重点確保	各省庁における最高情報セキュリティアドバイザー、情報セキュリティ専門家、実務担当者の確保に当たっては、確保される人材の資格保有も条件の一つにしていただきたい。 (情報セキュリティ教育事業者連絡会) ((ISC)2 Japan)	政府機関における外部人材の活用に当たっては、当該者が保有している資格をひとつの目安として活用することは有効と考えており、御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
	各府省庁の情報セキュリティ強化を図るには、高度な専門知識を有するICT人材を配した上で、各府省庁におけるリスク管理権限及び責任の所在を明確化し、ガバナンスを強化することが重要である。 高度ICT人材が不足している状況は官民とも同様であり、産・学・官が連携して継続的・安定的に高度ICT人材を育成する仕組みを確立するとともに、人材を受入れる際には明確なキャリア・パスを提示すべきである。 ((社)日本経済団体連合会)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。	

該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>構第2に節向け各た対策盤実施領域における持続的な情報セキュリティ対策の推進</p> <p>イ) 電気通信事業者等による情報セキュリティ対策の実施に係る検討の促進</p> <p>ウ) 地方公共団体における情報セキュリティ対策の水準向上に向けた取り組みの推進</p> <p>エ) ICTサービス利用者に対する情報セキュリティ対策の重要性に関する普及啓発活動の継続的実施の推進</p> <p>オ) 産学官連携によるマルウェア感染手法等の高度化・巧妙化に対応した先進的な研究開発の推進</p>	<p>この項目に、無線LANセキュリティの確保に留意する旨の文章の追加をお願いしたい。 (北陸無線データ通信協議会)</p> <p>この項目に、公開された暗号・認証技術を使用した無線LANネットワークの即時廃止を求める文章を追加して頂きたい。 (北陸無線データ通信協議会)</p> <p>他人の回線を勝手に使用する事を防ぐ対応として個人・使用規模事業者においては無線LANを設置するに当たり最低限WPAパスフレーズ21文字以上でありかつ類推可能な単語を使用しないという文章を入れて頂きたい。 (北陸無線データ通信協議会)</p> <p>産官学の連携は、「マルウェア感染手法等の高度化・巧妙化に対応した先進的な研究開発の推進」に留まらず、情報セキュリティ全般に広げていただきたいと考えます。 (株式会社カスペルスキーラボスジャパン)</p>	<p>当該施策は、電気通信事業者等が予防的措置として実施する情報セキュリティ対策に係る検討を促進するものであり、検討の過程において無線LANにおけるセキュリティ確保についての議論が行われる可能性もあるかと思いますが、現時点において無線LANという特定の通信手段のみを取り上げることは不相当と考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>地方公共団体における無線LANの利用に関しては、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(平成18年9月版)」において、「統括情報セキュリティ責任者は、無線LANの利用を認める場合、解読が困難な暗号化及び認証技術の使用を義務づけなければならない」と規定し、また、無線LANの不正利用調査の実施、探索ツール等を用いた無許可のアクセスポイントの有無の点検についても推奨事項としているところであり、各地方公共団体は、上記ガイドラインを参考として各々情報セキュリティポリシーを策定しているところです。無線LANの利用に当たっては、各地方公共団体が定めている情報セキュリティポリシーに則り、各地方公共団体が利用の有無に関する判断をすべきものと考えます。</p> <p>当該施策は、ICTサービス利用者に対する普及啓発活動全般の継続的実施を推進するものであり、当然、適切な無線LAN利用に関する普及啓発活動も含まれるものです。御指摘の点につきましては、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>御指摘のとおり、情報セキュリティの確保には、産学官を含むあらゆる主体の連携・協調が不可欠であると考えており、この点については「第1次情報セキュリティ基本計画」においても言及されているところです。当該施策は、その中でも近年のマルウェア感染手法の悪質化、被害の局所化等に着目し、マルウェア感染手法等の高度化・巧妙化に対応した先進的な研究開発の強化が必要との観点から、2009年度において特に推進するものです。</p>
<p>全般</p>	<p>国際的なスパムメール対策や、アジア域内におけるセキュアなビジネス環境構築に向けた取組みに関しては、本案の第6章で複数項目に亘って述べられているが、是非とも強力に推進していただきたい。その際には、各府省庁が個別に取組むのではなく、日本政府として取組みを一本化することが重要である。 (社)日本経済団体連合会)</p> <p>サイバー犯罪の取り締まり強化を推進することは当然であるが、一方で被害者の救済に係る施策も検討する必要がある。例えば、サイバー犯罪を受け、日本人が外国人にプライバシーを侵害された場合、訴えの受け皿となるべきプライバシー管理組織を一元化するなどの取組みも推進すべきである。 (社)日本経済団体連合会)</p> <p>緊急課題として、国家機関・地方公共団体における個人情報・業務情報を取り扱うネットワークで無線LANを原則禁止として頂きたい。 (北陸無線データ通信協議会)</p> <p>無線LANのただ乗りを問題とし取り上げて頂きたい。 (北陸無線データ通信協議会)</p>	<p>御指摘の内容については、今後の政策運営に適切に反映することを検討させていただきます。</p> <p>御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>政府機関における無線LANの利用に関しては、情報セキュリティに関して固有の事項があるものの、業務上必要な場合には、適切な情報セキュリティ対策を実施した上でその利用を許容すべきものと考えております。そのため、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(第3版)」の5.4.2(3)(b)において、「情報システムセキュリティ責任者は、無線LAN環境を構築する場合には、以下に挙げる事項を含む措置の必要性の有無を検討し、必要と認めたときは措置を講ずること。」としており、無線LANの利用に当たっては、各府省庁において利用の有無に関する判断をすべきものと考えます。</p> <p>また、地方公共団体における無線LANの利用に関しては、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(平成18年9月版)」において、「統括情報セキュリティ責任者は、無線LANの利用を認める場合、解読が困難な暗号化及び認証技術の使用を義務づけなければならない」と規定し、また、無線LANの不正利用調査の実施、探索ツール等を用いた無許可のアクセスポイントの有無の点検についても推奨事項としているところであり、各地方公共団体は、上記ガイドラインを参考として各々情報セキュリティポリシーを策定しているところです。無線LANの利用に当たっては、各地方公共団体が定めている情報セキュリティポリシーに則り、各地方公共団体が利用の有無に関する判断をすべきものと考えます。</p> <p>無線LANアクセスポイントのただ乗りや、悪意のある者によるのぞき見等を防止するため、無線LANを利用する個人や企業向けに「総務省 国民のための情報セキュリティサイト」を通じて注意喚起を行っているところであり、今後とも引き続き、無線LANセキュリティの普及啓発に努めてまいりたいと考えております。</p>

その他		
該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
全体	セキュア・ジャパンは「安全・安心」が重要なキーワードとなっている。しかしながら、全体を通じて、「安全」面(=セキュリティ対策)に重点が置かれ、安心の面での言及が不足している。「安心」の重要な要素にセキュリティがあることは当然であるが、セキュリティ対策の底上げ(P2、下5行)だけで安心が確保されるものではない。ITの進展によって従来に無いサービス形態が構築されている。その利用者である消費者は、例えば、ネットショッピングなどにおいて注文した商品が確実に届けられること、申込者自身の情報が他の目的に転用されたりしないことなど、消費者が不安を感じる要因は複雑になっている。したがって、「安心」面における部分の課題についても明確にして取り組むべきである。 (財)日本情報処理開発協会)	御指摘の内容については、今後の政策運営に適切に反映することを検討させていただきます。
第1章第3節2.(a)(ア)	無線LANに関して言えば、「不十分」とは言わなければならない。 (北陸無線データ通信協議会)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たった参考の一つとさせていただきます。
第1章第3節2.(a)(ウ)企業	無線LANの大量普及時代において、情報セキュリティの観点から言えば、「無線LANは本来使用してはいけない機器」と位置づけるべきである。 (北陸無線データ通信協議会) 2007年度評価のうち、「2. 施策の取組みによる社会的変化に関する評価分析」(a)(ウ)において、最低限どれだけ取組めば良い事項が明確ではないことから過剰投資が生じて対策疲れが見えていると分析し、今後は「最低限満たすべき水準の明確化」が必要としている。しかしながら、第3章第3節「企業」の節で示されている4つの重点施策には、「最低限満たすべき水準の明確化」が示されていない。 (財)日本情報処理開発協会)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たった参考の一つとさせていただきます。 御指摘の内容については、今後の政策運営に適切に反映することを検討させていただきます。
第1章第3節2.(a)(エ)	無線LAN分野においては華々しい啓蒙活動が行われたという記憶を当方は持ち合わせていない。 (北陸無線データ通信協議会)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たった参考の一つとさせていただきます。
第1章第3節2.(a)(ク)	無線LANを介した第三者のネットただ乗りは法的に罰則を伴う罪に問うべきである。 (北陸無線データ通信協議会)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たった参考の一つとさせていただきます。
第1章第3節2.(b)(ウ)	早急に警察庁には無線LANを用いた犯罪への対応を求め、法律の改正を強く求めなければならない。 (北陸無線データ通信協議会)	御指摘の内容については、今後の政策の推進に当たった参考の一つとさせていただきます。